

令和5年5月

宮古地区広域行政組合議員全員協議会会議録

令和5年	5月18日	開会
令和5年	5月18日	閉会

宮古地区広域行政組合

令和 5 年 5 月 宮 古 地 区 広 域 行 政 組 合 議 員 全 員 協 議 会

令和 5 年 5 月 1 8 日（木曜日）

午前 9 時 1 5 分開議

議 事 日 程

1 報告事項

（１）議会運営委員会審議結果の報告について

2 協議事項

（１）令和 5 年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第 1 号）

（２）宮古地区広域行政組合火災予防条例の一部改正について

（３）財産の取得について

（４）財産の取得について

3 その他

（１）令和 5 年度議員視察研修の実施について

出席議員（１３名）

１番	三田地	久志君	２番	田中	尚君
３番	畠山	和英君	４番	阿部	吉衛君
５番	伊藤	清君	６番	高橋	秀正君
７番	千葉	泰彦君	８番	畠山	拓雄君
９番	長門	孝則君	１０番	豊間根	信君
１１番	黒沢	一成君	１２番	中村	勝明君
１３番	木村	誠君			

欠席議員（０名）

説明のための出席者

事務局	長	菊池	敦君
総務課	長	金澤	建司君
施設課	長	田中	晋君
消防	長	小林	達広君
消防次長兼総務課長		畠山	毅君
消防次長兼消防課長		三浦	正成君
指令課	長	内田	信也君
消防課	主幹	里舘	郁雄君

議会事務局出席者

書	記	関口	憲史
書	記	山崎	斗夢

◎開 会

○議長（木村 誠君） ただいまより、宮古地区広域行政組合議員全員協議会を行います。

初めに、消防本部及び事務局の職員を紹介いたします。

○事務局長（菊池 敦君） 会議に先立ちまして、宮古地区広域行政組合消防本部及び事務局の職員を紹介させていただきます。

消防本部、それから事務局の順で行わせていただきます。よろしくお願いします。

○消防長（小林達広君） 消防本部、消防長の小林でございます。

おはようございます。

それでは、消防本部の職員を紹介させていただきます。

消防次長兼総務課長の畠山です。

○消防次長兼総務課長（畠山 毅君） 畠山です。よろしくお願いいたします。

○消防長（小林達広君） 同じく消防次長兼消防課長の三浦です。

○消防次長兼消防課長（三浦正成君） 三浦です。よろしくお願いします。

○消防長（小林達広君） 指令課長の内田です。

○指令課長（内田信也君） 指令課長の内田です。よろしくお願いします。

○消防長（小林達広君） 消防課主幹の里館です。

○消防課主幹（里館郁雄君） 里館です。よろしくお願いします。

○消防長（小林達広君） 以上となります。よろしくお願いいたします。

○事務局長（菊池 敦君） それでは、事務局職員の紹介をさせていただきます。

まず、私が事務局長の菊池敦でございます。よろしくお願いします。

事務局総務課長の金澤建司でございます。

○総務課長（金澤建司君） 金澤です。よろしくお願いいたします。

○事務局長（菊池 敦君） 同じく施設課長の田中晋でございます。

○施設課長（田中 晋君） 田中です。よろしくお願いいたします。

○事務局長（菊池 敦君） そして、議会事務を担当しています総務課庶務係副主幹兼庶務係長、関口憲史でございます。

○書記（関口憲史） 関口です。引き続きよろしくお願いします。

○事務局長（菊池 敦君） 同じく庶務係主任技師、山崎斗夢でございます。

○書記（山崎斗夢） 山崎です。よろしくお願いします。

○事務局長（菊池 敦君） よろしくお願いいたします。

○議長（木村 誠君） ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しましたので、これより議員全員協議会を開会いたします。

◎議会運営委員会審議結果の報告について

○議長（木村 誠君） 先ほど議会運営委員会が終わりましたので、議会運営委員長に審議結果の報告を求めます。

田中議会運営委員長。

○議会運営委員長（田中 尚君） おはようございます。

それでは、議会運営委員会での審議結果を報告いたします。

初めに、議長が開会宣言を行います。

日程第1の会議録署名議員の指名につきましては、会議録署名議員2名、議長から指名していただきます。今回は9番、長門孝則議員、10番、豊間根信議員をお願いいたします。

日程第2の会期の決定につきましては、会期は5月18日の1日間ということで、本会議に諮って会期を決定いたします。

日程第3の議案第1号 令和5年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

日程第4では、議案第2号 宮古地区広域行政組合火災予防条例の一部を改正する条例を議題といたします。

日程第5で、議案第3号 財産の取得に関し議決を求めることについてを議題といたします。

日程第6で、議案第4号 財産の取得に関し議決を求めることについて議題といたします。

以上が議会運営委員会の審議結果でございます。

最後に、先ほどの議会運営委員会に出席いただいた皆さんには大変ご迷惑をおかけいたしました。この場をお借りしておわびいたします。

以上でご報告を終わります。

○議長（木村 誠君） 議会運営委員長の報告がありました。

これについて何かご質問ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村 誠君） これについてはよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◎令和5年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第1号）

○議長（木村 誠君） 次に、説明事項の（1）令和5年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第1号）について事務局の説明を求めます。

金澤総務課長。

○総務課長（金澤建司君） 令和5年度宮古地区広域行政組合一般会計補正（第1号）の概要をご説明いたします。座って説明させていただきます。

資料ナンバー1の1ページ、2ページをお開き願います。

この表は、補正予算（第1号）の総括表で、歳出の款別に区分し、補正額及び財源の内訳を掲載しているものでございます。

一番下の歳出の合計欄に記載がありますように、補正予算の総額は210万円を増額するもので、補正後の歳入歳出の総額を34億6,862万8,000円とするものでございます。

補正予算の概要をご説明いたしますので、3ページ、4ページをお開き願います。

先に、歳出をご説明いたしますので、下段にあります歳出の概要をご覧願います。

4 款消防費、1 項消防費、2 目消防施設費の補正額は210万円の増額で、令和 6 年度に岩泉消防署に女性専用施設を整備するための実施設計委託料でございます。

次に、歳入をご説明いたしますので、上段にあります歳入の概要をご覧ください。

1 款分担金及び負担金、1 項負担金、1 目組合負担金の補正額は210万円の増額で、歳出の増額に伴い組合負担金を増額するものでございます。

次に、組合負担金の補正額内訳についてご説明いたしますので、5 ページ、6 ページをお開き願います。

市町村負担金総括表の右側の合計欄をご覧ください。岩泉町の負担金が210万円の増額となり、5 億9,177万6,000円となります。

次に、7 ページをお開き願います。

繰越明許費の設定についてご説明いたします。

1 の繰越明許を設定する理由でございますが、消防施設事業において、今年度岩泉消防署に配備予定の水槽付消防ポンプ自動車について、半導体不足の影響により年度内の納入が見込めないことから、予算を繰り越すものでございます。なお、繰越明許が認められれば、年度を越えた納期での入札を行うものでございます。

2 の令和 5 年度繰越明許費繰越調書のとおり、4 款消防費、1 項消防費、2 目消防施設費、17 節備品購入費、予算額 2 億7,700万円のうち6,600万円を翌年度に繰り越すものでございます。

以上が令和 5 年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第 1 号）の概要でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（木村 誠君） ただいま事務局より説明がありました。これについて何かご質問ございませんか。

3 番、畠山和英議員。

○3 番（畠山和英君） 4 ページの委託料の今回の増につきましてですが、そうしますと今、委託業務設計でありますので、大体どんな内容で考えているのか。そして、いつの整備の予定なのか、お聞きします。

○議長（木村 誠君） 小林消防長。

○消防長（小林達広君） 今回の補正予算について議決いただきましたら、実施設計に入るのですが、今年度のうちに女性職員が勤務できる環境ということで仮眠室があり、お風呂なり洗面所なり、そういったところをコンパクトな形で設計を組んで、来年度、工事に着工させていただきたいと考えておりました。

○議長（木村 誠君） 畠山議員。

○3 番（畠山和英君） そうしますと、先の議会でも質疑があったわけですが、男性、女性の区別はないのかもしれませんが、女性が今何人いて、あとは今の消防署の配置の状況はどのようになっているのですか、お伺いします。

○議長（木村 誠君） 畠山消防次長兼総務課長。

○消防次長兼総務課長（畠山 毅君） 現在10名の女性職員が在職してございます。今年度は宮古消防署と山田消防署に各 3 名、新里分署に 2 名の女性職員を配置しているほか、今年度採用しました 2 名の女性職員については、10月までの予定で岩手県消防学校に入

校してございます。

これまで女性専用施設の定員は、2署1分署に各3名の9名としているところでしたが、女性職員の増加に伴って施設の定員に不足が生じていることから、宮古消防署の女性専用施設を簡易的に改修しまして、定員を10名としたところでございます。

今回計画している女性専用施設の整備が完了しますと、全所属で女性専用施設が完成するというので、定員は21名というような予定をしております。

○議長（木村 誠君） 畠山議員。

○3番（畠山和英君） すみません、ちょっと聞き取れなかったのかもしれませんが、そうしますと、各消防署、施設は、岩泉で全部整備というふうなお答えでしたか。

○議長（木村 誠君） 畠山消防次長兼総務課長。

○消防次長兼総務課長（畠山 毅君） 田野畑分署が今現在、未整備でございます。田野畑分署につきましては、田野畑村所有の施設を行政財産の使用許可を得て、消防庁舎として使用しております。過去にも宮古市の施設である新里総合事務所に移転した新里分署の整備では、市において庁舎改修を行っていることから、田野畑分署の女性専用施設の整備につきましても、田野畑村において実施することになると考えておりますけれども、時期については現在協議中でございます。できるだけほかの消防施設と時期を合わせて実施できるように進めていきたいというふうに考えております。

○議長（木村 誠君） そのほかご質問はございませんか。

これについてはよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◎宮古地区広域行政組合火災予防条例の一部改正について

○議長（木村 誠君） 次に、（2）宮古地区広域行政組合火災予防条例の一部改正についてについて事務局の説明を求めます。

三浦消防次長兼消防課長。

○消防次長兼消防課長（三浦正成君） 資料ナンバー2、宮古地区広域行政組合火災予防条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。座って説明させていただきます。

1 ページをお開き願います。

1、改正の趣旨でございます。

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、宮古地区広域行政組合火災予防条例に規定する事項について所要の改正をしようとするものでございます。

2、改正の内容につきましては、（1）対象火気設備等のうち、急速充電設備について全出力の上限を撤廃するとともに、火災予防上必要な措置の見直しを行うものでございます。

（2）喫煙等に関する規定の見直しを行うものでございます。（1）の急速充電設備につきましては、現行の対象火器設備規制上、全出力が200キロワットを超える大出力の急速充電設備は急速充電設備ではなく変電設備扱いとされているため、設備内に担当

者以外の者が出入りできないなどの設置の障壁が存在していました。今回の改正は、大型電動車、電動バスや電動トラックの普及拡大に向けて出力の上限を撤廃し、大出力の急速充電器も急速充電設備扱いとし、必要な措置を講ずるものでございます。

(2) の喫煙等に関する規定につきましては、喫煙所と表示した標識について、健康増進法に規定する喫煙専用室標識等が設置されている場合は設置しなくてもよいこととしたほか、標識に関する規格を定めるものでございます。

3、施行期日につきましては、公布の日から施行するものでございます。ただし、第11条の2、急速充電設備の規定につきましては、令和5年10月1日から施行するものでございます。

4、経過措置につきましては、(1) この条例の施行の際、現に設置され、または設置の工事がされている改正後の宮古地区広域行政組合火災予防条例第11条の2第1項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用につきましては、なお従前の例によるものとするものでございます。

(2) 新条例第23条第3項第2号の規定の適用につきましては、当分の間、同号中、喫煙専用室標識とありますのは、喫煙専用室標識または健康増進法の一部を改正する法律附則第3条第1項の規定により読み替えて適用される健康増進法第33条第2項に規定する指定たばこ専用喫煙室標識と読み替えるものとするものでございます。

(3) 新条例の施行の際、現に設置され、または設置の工事がされている新条例第23条第2項または第3項第2号に規定する標識と併せて設ける図記号のうち、新条例第23条第4項の規定に適合しないものにつきましては、当該規定にかかわらず、なお従前の例によるものとするものでございます。

次に、条例案についてご説明いたしますので、2ページをお開き願います。

第11条の2は、急速充電設備の充電対象を電気自動車等（電気を動力源とする自動車、電動機付自転車、船舶、航空機、その他これらに類するもの）とし、全出力の上限を撤廃したこと、コネクタを用いて充電するものであることを明記するとともに、分離型の急速充電設備にあっては充電ポストも含むものとしたこと、また充電ポストの取扱いに関する事項並びに緊急停止装置及び蓄電池についての基準の細目を追加するものでございます。

3ページをお開き願います。

第16条は、第1項中、「いう。」の次に「以下同じ。」を加えるものでございます。第23条は第3号を削り、第4項第2号中、「（併せて図記号による標識を設けるときは別表第7に定めるものとしなければならぬ）」を、「（健康増進法第33条第2項に規定する喫煙専用室標識を設ける場合においてはこの限りで）」に改め、同項を第3項として、同項の次に第4項として、標識と併せて設ける図記号の規格を追加するものでございます。

4ページをお開き願います。

附則につきましては、さきにご説明したとおりでございます。

以上が宮古地区広域行政組合火災予防条例の一部を改正する条例の概要でございます。ご協議くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（木村 誠君） ただいま事務局より説明がありました。これについて何かご質問

ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木村 誠君) これについてはよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

◎財産の取得について

○議長(木村 誠君) 次に、(3) 財産の取得について事務局の説明を求めます。

畠山消防次長兼総務課長。

○消防次長兼総務課長(畠山 毅君) それでは、財産の取得についてご説明いたします。座って説明させていただきます。

資料ナンバー3の1ページをお開き願います。

取得する目的は、宮古消防署田老分署の高規格救急自動車を更新するものでございます。

更新基準につきましては、配置後10年を経過したもの、または走行距離が15万キロメートルを超えたものとしており、現在の車両は平成24年の配置から11年を経過しております。

取得する財産は、高規格救急自動車1台を買入れするもので、取得価格は消費税込み2,213万2,000円です。

仮契約年月日は令和5年5月1日、契約の相手方は、住所、宮古市太田二丁目1番28号、名称、岩手トヨタ自動車株式会社宮古店、店長、小瀧学でございます。

この物品購入の入札は、令和5年4月26日、3者による指名競争入札を行った結果、1者が応札し、岩手トヨタ自動車株式会社宮古店が落札したもので、落札率は99%でございます。

納入期限は、令和6年3月29日を予定しております。

この契約につきましては、予定価格2,000万円以上の動産の買入れを行うことから、議会の議決を求めるものでございます。

参考資料としまして、2ページ以降に取得する財産の概要と概略図、それから高規格救急自動車に積載する高度救命処置用資機材の購入に係る関連契約について記載しておりますので、ご参照願います。

説明は以上になります。

○議長(木村 誠君) ただいま事務局より説明がありました。これについて何かご質問ございませんか。

田中議員。

○2番(田中 尚君) 指名競争入札方式で結果的には1者しか応札しなかった。なおかつ、応札価格は99%ということは、必ずしも結構な状況ではないというのが私の認識であります。

そこで伺いますが、過去のこうした類いの請負率といいますか契約率はお分かりでしょうか。つまり、こういう類いの高規格救急車両の購入実績にもなるわけでありましてけれども、参考までにもしお分かりでしたらお答えをいただければと思います。

○議長（木村 誠君） 畠山消防次長兼総務課長。

○消防次長兼総務課長（畠山 毅君） 昨年度、令和４年度には３台の高規格救急自動車を購入してございます。このときの落札率につきましては96%でございました。近年ですとこの96%から99%というあたりでの落札率ということになってございます。

○議長（木村 誠君） そのほかございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

◎財産の取得について

○議長（木村 誠君） 次に、（４）財産の取得について事務局の説明を求めます。

畠山消防次長兼総務課長。

○消防次長兼総務課長（畠山 毅君） それでは、引き続き、財産の取得についてご説明いたします。

資料ナンバー４の１ページをお開き願います。

取得する目的は、宮古消防署の屈折梯子付消防自動車を更新するものでございます。

更新基準につきましては、配置後17年を経過したものとしており、現在の車両は平成14年の配置から21年を経過しております。

取得する財産は、屈折梯子付消防自動車１台を買入れするもので、取得価格は消費税込み１億6,057万8,000円です。

仮契約年月日は令和５年５月１日、契約の相手方は、住所、宮古市板屋四丁目５番17号、名称、株式会社ダイトク宮古営業所、所長、岡本晃則でございます。

この物品購入の入札は、令和５年４月26日、７者による指名競争入札を行った結果、３者が応札し、株式会社ダイトク宮古営業所が落札したもので、落札率は99%でございます。

納入期限は、令和６年３月29日を予定しております。

この契約につきましては、予定価格2,000万円以上の動産の買入れを行うことから、議会の議決を求めるものでございます。

２ページをお開き願います。

取得する財産の概要になります。乗車人員は６人、車両総重量が17トン、エンジンはディーゼルエンジン、主な仕様としましては、最大地上高26.2メートル、安全装置、警告装置などとなっております。

そのほか、参考資料としまして３ページに概略図を記載しておりますので、ご参照願います。

説明は以上になります。

○議長（木村 誠君） ただいま事務局より説明がありました。これについて何かご質問ございませんか。

３番、畠山議員。

○３番（畠山和英君） これに異議があつて聞くのではないのですが、この入札の関係で、前に同僚議員から、入札したときの結果については一覧で資料と申しましょうか、それを配付すると、してはどうかという質問をしまして、そして、ご答弁が多分、検討

して後で報告すると。その場では出す、出さないということではなかったわけでありまして、その結果、やっぱりどうなったのかと。やっぱり私も出すべきだろうなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（木村 誠君） 菊池事務局長。

○事務局長（菊池 敦君） 入札調書の公表ということだとは思いますが。建設工事に関しましては、法律で公表することが決められていますので公表していると思います。物品に関しましては、公表することがないので、今まで公表していなかったのだと思いますが、前回の話を私ちょっと分からないのであれですけれども、またここで公表しますとはちょっと言えないので、持ち帰らせていただいて、検討させていただきます。

○議長（木村 誠君） そのほか。

黒沢議員。

○11番（黒沢一成君） 落札率が99%と高いのですが、建設工事の場合は何かソフトに仕様というかを入力すればある程度の価格が出てくるらしいのですけれども、消防車両の場合もある程度仕様が決まると価格が分かるものなのでしょうか。1台1台、地域によって仕様がわるのではないかと思いますのですが、この仕様に対して大体この価格というのは分かるものなのかどうか、分かればお願いします。

○議長（木村 誠君） 畠山消防次長兼総務課長。

○消防次長兼総務課長（畠山 毅君） 設計額の積算の仕方ということだと思いますけれども、設計額を積算するに当たって艀装メーカーから見積りを徴しまして、シャシ、艀装費、附属品、これらを積算して、そしてこれまでの消防車両の購入実績などを参考に積算したものになります。

○議長（木村 誠君） 黒沢議員。

○11番（黒沢一成君） 今聞いただけだとはいっきり分からないのですが、積算があつて、予定価格が出てきて、それに対して入札があつて、結果として価格が、落札率が99%ということなのですか、それともまた別なのか。

○議長（木村 誠君） 小林消防長。

○消防長（小林達広君） 前年度の予算編成、予算を作成する段階で、複数のメーカーのほうから概算仕様に基づいて複数見積書を徴収いたします。その中で平均値、あとは先ほど申しましたとおり、今までのメーカーとの入札の実績、パーセンテージであるとかそういったものを勘案しながら、極力予算、事業費を抑えた形で消防本部としては予定価格なりを設定するのに対して、メーカー側からすれば、最近は半導体の不足であるとか、そういった理由によりシャシの値段、艀装費、附属品の値段がかなり上がっているというところで、ぎりぎりの線になっている形かと思います。

そういった中で、車両に関しては予定価格を公表ということにしておりますので、応札するメーカー、業者については、もう本当に予定価格ぎりぎりのところ、こちらのほうもそうですけれども、メーカー側も努力した形での結果ということで、こういった結果になっているかと思われま。

○議長（木村 誠君） そのほか。

田中議員。

○2番（田中 尚君） 今回の入札に関しましては、7者が指名競争入札しまして、3者が応札とおっしゃいました。そうしますと、ほかはいずれも99%以上だろうというのは理解するのですが、参考までに他の2者の応札率はどのような状況でしょうか。

○議長（木村 誠君） 畠山消防次長兼総務課長。

○消防次長兼総務課長（畠山 毅君） 先ほど局長から答弁があったとおり、応札者の情報や入札金額、応札率などにつきましては、買入れの場合、入札調書自体を公表してございませんので、この場で具体的にお答えをするということは控えさせていただきますが、先ほどご説明したとおり、7者指名の3者応札で落札率は99%ということですので、3者が99%から100%の間にあるということになると思います。

○議長（木村 誠君） 田中議員。

○2番（田中 尚君） 岩泉町の畠山議員さんからもありましたが、これは局長が代わりましたので引継ぎを受けていないというふうに私は理解をするのですが、結果的には事務局長のお答えの内容だったのですが、畠山議員が伺ったのは、検討結果はどのようなのですかということを聞いたなと私は思っておりますので、そこは検討、検討ということですね。見当違いの答弁にならないように、ひとつお願いをして終わります。

○議長（木村 誠君） そのほかございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村 誠君） これについてはよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（木村 誠君） 説明員は退席願います。

◎その他

○議長（木村 誠君） 次に、その他でございますが、議員、事務局から何かございませんか。

関口書記。

○書記（関口憲史） それでは、事務局より説明をさせていただきます。

説明の内容につきましては、次第にありますその他の令和5年度議員視察研修の実施についてでございます。

今年度の議員視察研修についてでございますけれども、まず令和元年度におきましては台風19号の影響により、令和2年度から令和4年度におきましては新型コロナウイルス感染症の影響等により、議員視察研修を中止としてきた経緯でございます。今年度におきましては、新型コロナウイルス感染症は完全消滅には至ってはおりませんけれども、マスクの着用が個人の判断とされ、また5月8日からは5類に引き下げられるなど、コロナ禍前の通常の生活に、徐々にではありますが、戻りつつあるのかなと考えてございます。そこで、今年度につきましては、今まで中止しておりました議員視察研修につきまして実施する方向で考えており、議員の皆様方には議員視察研修の視察先についてご検討をお願いしたいと思います。

現在ですけれども、6月下旬になりますが、臨時会の開催を予定してございます。内

容につきましては、先ほど話がありました、今回繰越しを認めていただければ入札を行いまして、財産取得を予定しております。6月の臨時会で、その際の議員全員協議会におきまして視察先について候補地をある程度決めて準備を進めるとともに、10月定例会において議員派遣について協議、11月上旬に議員視察研修を実施する方向で現在考えておりますので、議員の皆様方には大変よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（木村 誠君） ただいま事務局より説明がありました。これについて何かご質問ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（木村 誠君） これにつきましては、議員各自において視察研修などについて検討しておくようお願いいたします。

その他、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎閉 会

○議長（木村 誠君） ないようですので、以上をもちまして、議員全員協議会を終了いたします。

ご苦労さまでした。

午前 9時49分閉会
